

# 悪質事業者の勧誘に注意

## 生活 パイロット

ます。便乗した悪質な事業者からの勧誘には注意してください。

【ポイント1】小売電気事業者は登録制になっていきます。勧誘してきた事業者が登録されているか、自分の居住地域が事業者の供給地域になっているかを確認しましょう。

4月1日から、電力の小売全面自由化が始まります。これまで電力は各地域の事業者との契約でしたが、自由化により、消費者がさまざまな事業者の中から契約先を選択することができるようになり、金があくなる」と勧誘

### まず登録確認を



「怪しい電話があった」「契約に関してトラブルになった」「不安になった」などの場合は、最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン ☎188 は、最寄りの相談窓口につながります。(県消費生活・男女共同参画プラザ) アイネス ☎097・534・0999)

【ポイント2】「料金が安くなる」と勧誘

【ポイント3】訪問販売、電話勧誘販売で申し込んだ場合、契約書面の受領後8日以内であればクーリングオフができます。